

損害賠償規定

第1条 ○○会社（以下、会社と記載）と会社に勤務している乗務員は、第2条以下の規定の通り、乗務員が勤務中のトラブルにより設備破損、業務に必要な備品の紛失、交通事故等の損害賠償費用（以下、費用と記載）について、会社並びに乗務員の負担割合を取り決めするものとする。負担割合は、過失の程度によって決定するものとする。

第2条 費用発生の原因が、乗務員の故意または重過失である場合は、乗務員が費用の全額を負担するものとする。

第3条 費用発生の原因が、乗務員の軽度な過失または通常の注意管理業務を果たした上でのものである場合は、損害賠償として費用を負担する。乗務員が負担する費用の割合は、下記表の通りとする。具体的な損害額の決定は、事故対策審査委員会で現場検証、ヒアリング、審査を行い、最終決定は社長が行う。

ランク 1	費用が15,000円未満の場合	過失に応じて7,500円を上限として費用負担
ランク 2	〃 15,000円～50,000円未満の場合	過失に応じて25,000円を上限として費用負担
ランク 3	〃 50,000円～100,000円未満の場合	過失に応じて50,000円を上限として費用負担
ランク 4	〃 100,000円～200,000円未満の場合	過失に応じて100,000円を上限として費用負担
ランク 5	〃 200,000円以上の場合	事故対策審査委員会にて、負担額を決定する。支払い方法は別途協議する

ランク3以上の重大事故の場合、事故顛末報告書の記入徹底を義務付ける。

但し、特別事項として以下のような場合は、乗務員が全額負担するものとする。

- ①会社が定める事故、トラブル発生時の報告書の提出がなかった場合
- ②会社からの口頭での事情確認の際に、協力姿勢がなかった場合

付則 この規定は、平成 年 月 日より実施する。